

## 天理教における「正統」とは何か 飯田岩治郎、泉田藤吉、茨木基敬罷免の真相

飯田岩治郎、泉田藤吉、茨木基敬の3氏は明治20年以降大正期にかけて異説を説くものとして天理教団から追放されました。『天理教事典』は「異説」について「正統な説に対する異なった説」という定義を与えています。『岩波国語辞典』で「正統」を引くと「①正しい系統、血筋。②始祖の教えを忠実に受け伝えていること」とあります。ここでは当然②の意味で使われていると思います。そこから、「天理教では教祖(おやさま)が書かれた『おふでさき』、手振りとともに教えられたつとめの地歌『みかぐらうた』、および『おさしづ』、また教会本部認定の公刊本に述べられている教説」が正統であり、そこから外れる説は異説ということになります。

ここで「正統」とは何かということをもう一つ掘り下げてみましょう。『おふでさき』は教祖直筆が存在しています。「みかぐらうた」は直筆はありませんが、筆写本などが多数存在します。『おさしづ』は教祖の後継者とされる本席飯降伊蔵の言葉を筆記したのですが、『おふでさき』『みかぐらうた』に準ずるものとして三原典に入っています。では「正統」の根拠の一つとされる「教会本部認定の公刊本」とは具体的には何を指しているのでしょうか。

まず、『おふでさき註釈』があります。この本は昭和3年に編集発行されたもので、以後若干の修正はありますが、ほぼ同様の物が現行版になっています。この「註釈」から外れる『おふでさき』解釈はまさに異説とされ、教内の『おふでさき』研究の大きな柱になっています。

教祖伝には『稿本天理教教祖伝』と『稿本天理教教祖伝逸話編』があります。『稿本天理教教祖伝』は昭和31年に公刊されたものですが、昭和21年から天理教教義及史料集成部が発行している『復元』や、他の『教祖伝』あるいは史資料との検討から史実と異なる点がかかり指摘されており、最近では教内でもあまり読まれなくなっているようです。それに替わってよく読まれているのが、『稿本天理教教祖伝逸話編』ですが、これは史実的な根拠や出典が非常にあいまいで、「正統」「異説」といった評価基準にはなり得ないものです。(次頁へ)

**異説** 一般には、世間通用の説とは違った説を言う。宗教に関して異説という場合は、正統な説に対する異なった説。天理教では教祖(おやさま)が書かれた「おふでさき」、手振りとともに教えられたつとめの地歌「みかぐらうた」、および「おさしづ」、また教会本部認定の公刊本に述べられている教説と異なった説を言う。／ 慶応元年(1865)の**助造事件**では、今井助造なる者が本地垂迹説をまね、針ヶ別所村を本地と唱えた。明治30年(1897)の**安堵事件**では、安堵村の飯田岩治郎が庄屋敷村を火のもと庄屋敷、すなわち火の屋敷であるとし、居住地の安堵村を水屋敷と唱えた。次に、明治44年頃から始まり、大正7年(1918)結着した**茨木事件**では、北大教会長であった茨木基敬が勝手なおつげを伝えた。／ このほか「**ほんみち**」がある。当時、奈良分教会(現、大教会)部属布教師の大西愛治郎は、大正2年、自らを甘露台人の理を保有するものと主張し、布教師資格をはく奪された。同14年天理研究会を設立した。昭和3年(1928)不敬罪で、同12年治安維持法で検挙されている。昭和25年に「ほんみち」と改称した。(『天理教事典第三版』P35) 1

(前ページより) 他には『天理教教典』があります。これは昭和24年に三原典に基づき教会本部が編集したとされていますが、内容はそれまでに教内で説かれていた神観念、教祖伝、教理をまとめたもので、天理教祖中山みきの教説をまとめたものとするのには非常に憚られるような気がするもので、教内ではあまり読まれてはいないように感じます。

また、三原典である「おふでさき」は昭和3年以前には教会本部認定の解釈は無く、「みかぐらうた」「おさしづ」には現在まで教会本部認定の解釈は存在しません。

ここで、『天理教事典』の「異説」の項目に戻ると、そこに「異説」の例として「助造事件」「安堵事件」「茨木事件」「ほんみち」が出ています。これらの事件はみな、まだ教会本部認定の公刊本が出版される以前、三原典の教会本部認定の解釈もなかった時に起きたものですが、みな当事者は罷免、辞任といったことばで、教団追放になっています。では何ゆえに教団を追われたのでしょうか。

## 助造事件

『天理教事典』は「異説」の例として四つ挙げていますが、ここでは、明治30年の安堵事件(飯田岩治郎免職)、同37年、泉田藤吉等1400名辞任、大正7年、茨木事件(茨木基敬免職)の真相を調べてみたいと思います。『事典』では異説の事例として教祖存命中の慶応元年の「助造事件」も入っており、これをまず見ておきます。参考に『天理教事典』の「助蔵事件」「本地垂迹」の説明を掲げておきます。

助造事件 慶応元年(1865)、針ヶ別所村(現、奈良市針ヶ別所町)の今井助造に関する事件。助造は教祖(おやさま)より眼病をたすけられ、初めの頃は熱心に信仰していたが、後に自分のいる針ヶ別所が本地で、庄屋敷村は垂迹であるという説を言い出した。教祖は10月20日頃、飯降伊蔵、山中忠七、西田伊三郎、岡本重治郎を伴い、針ヶ別所の助造を諭しに行った。3日間にわたる談判の後、ついに助造は自らの非を認めるに至った。これは天理教史上に現れた最初の異説である。この史実についての話は、明治32年頃、中山真之亮初代真柱が本席飯降伊蔵の述懐を手記にした「翁の話」に詳しく出ている。(『天理教事典第三版』P483)

本地垂迹 仏・菩薩が衆生済度のため仮の姿(日本の神)をとって現れた垂迹身に対して、その真実身を本地という。明治の神仏判然令以前には、本地垂迹説によって、神にはしばしばその本地仏が決められていた。したがって、本地と垂迹の語が真と仮、本と末との関係に流用されるようになった。慶応元年(1865)、針ヶ別所村の助造は、教祖(おやさま)より眼病をたすけられ、初めの間は熱心に参詣してきたが、やがて庄屋敷村へ参詣するのをやめて、針ヶ別所村が本地で、庄屋敷は垂迹であると異説をとなえた。教祖は10月20日頃、飯降伊蔵ら伴の者をつれて針ヶ別所村へ出張られ、理非曲直を明らかにされたので、3日目に助造は道理に詰まって詫び、己の非を謝した。(『天理教事典第三版』P867)

## 助造事件の内容は、明治32年作、「翁より聞きし咄」によっている

この話を伝える文献は年代順に並べると、明治31年中山新治郎作「稿本教祖様御伝(カタカナ本)」、明治32年中山新治郎作「翁より聞きし咄」、明治40年中山新治郎作「教祖様御伝(ひらがな本)」、大正12年山中忠正編『山中忠七伝』があります。最も詳しいのが、「翁より聞きし咄」で、「ひらがな本」は「翁より…」とほぼ同内容です。『山中忠七伝』は忠七氏の立場から書かれています。内容は「翁より…」をもとに簡略になっています。「カタカナ本」は字が小さく大変読みにくいのですが、非常に簡略で、どうも本地垂迹の話は出ていないようです。

「翁より聞きし咄」は、飯降伊蔵が語った話という体裁で元治元年から慶応2年頃までについて書かれています。ただ、元治元年の大和神社事件の発端である「神前で拝をせよ」といったのが、伊蔵の話の聞き書きである『おさしづ』では山中忠七になっているのに、「翁より…」では教祖になっており、この本の信頼性に疑問を感じる部分もあります。

「翁より…」が書かれた明治32年は、明治30年に起きた安堵事件(水屋敷事件)のあとです。この事件は飯田岩治郎が「庄屋敷は火屋敷で、安堵村は水屋敷である。『月日が世界を治めるようにこれからは、水屋敷が本部である』と云い出し、自分が勝手に本席になってお指図を出した」(『教祖四十年祭奉仕と活動』P108.大正13年)ため罷免されたということになっています。「火屋敷、水屋敷」の話は飯田家の史料には無いようで、この話がいつ頃教内で出来たのか興味のあるところです。また、『教祖四十年祭奉仕と活動』には、続けて「それは丁度北大教会長であった茨木基敬氏が四、五年前にやったのと同じであります。面白い事には、此の茨木氏は、その飯田岩治郎の弟子のようになってみたのであります」とあって、茨木事件も「自分が勝手に本席になってお指図を出した」というところに罷免の理由を求めています。

## 「翁より聞きし咄」の助造事件の部分

慶応元年山辺郡

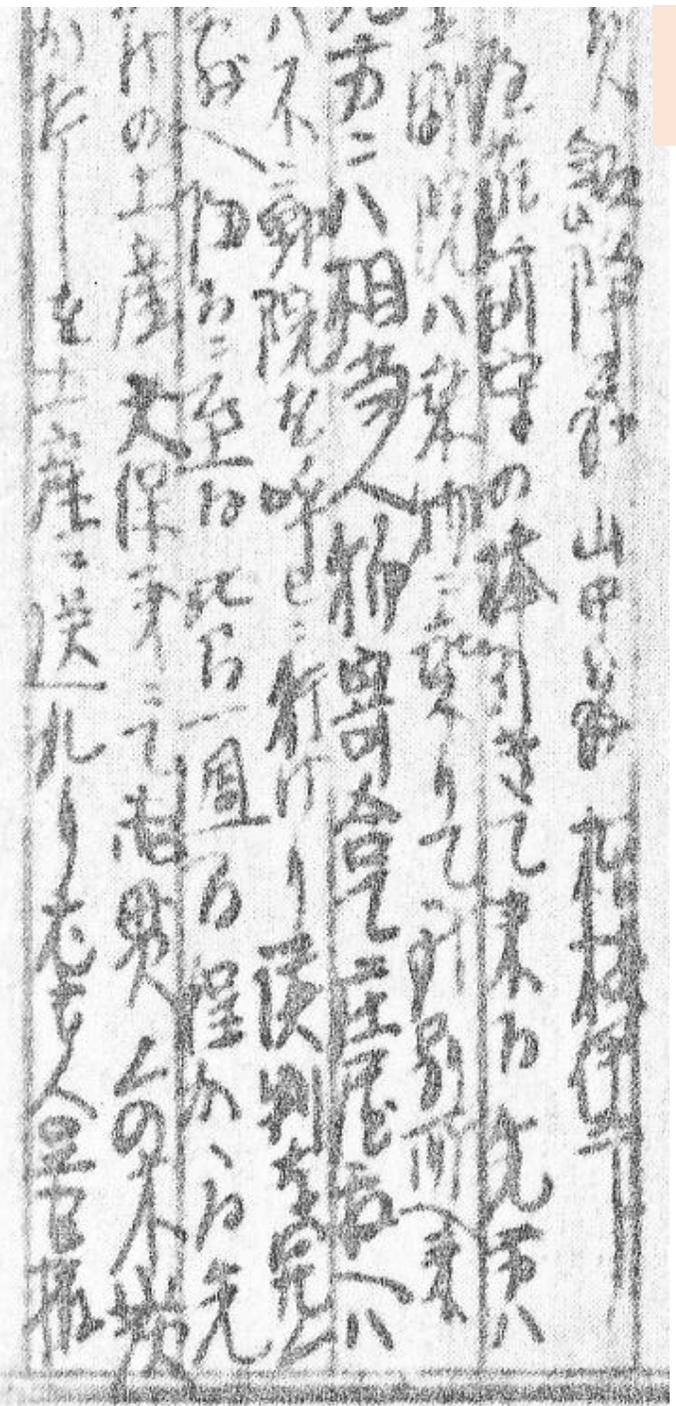
針ヶ別所村助造なるもの、眼病、二ヶ月斗り地場へ参詣なし居りしが、遂ニ妄説を唱へ、天理王命本地ハ針ヶ別所なりとて近傍の村民を瞞着せしニ付、教祖自から取払ヒの為め全所へ出張遊されたり。其トキ随員ハ飯降伊蔵、山中忠七、西田伊三郎、岡本重治郎等なり。山澤良治郎ハ二、三日を経て行かれたり。教祖針ヶ別所へ御着のトキハ大ヒニ悦ビ居りし由。教祖一行ハ全所ノ宿屋ニ止宿あらせらる。午後九時頃、御着のよし。翌日、教祖様の御指図ニ取払ふてこいとのことでありたから、飯降、山中ノ兩人先方へ行きて、直ちニ祭りである幣をぬきて、へしをりて、かまどへくべ而して云へるニハ、是迄志とけば帰へりたらどふやろと咄し居れば、教祖様の仰ニハ、いぬのやない／＼と日へり。先方ニハ大ヒニ怒り。急ニ戻りてもらへんと申なり。此方ニハ急ニ帰らぬと申居れり。ソウして岡本重治郎ニハ、山澤良治郎を呼ビニ帰れり。先方のいき込みハ、庄や敷へハ帰さぬ。奈良へ直ぐニ送ると云へり。先方ハ其トキ早不動院の部属なれば、奈良より、不動院を迎へて談判せんとせり。金剛院ハ乗物ニ乗りて来る。此方ニハ守屋筑前守ハ吉田神祇管領の部属ニして大和一国の取締なれば、山澤良治郎ハ守屋の使ヒトなりて針ヶ別所へ行かる。教祖ニ神かゝりありて御咄しある。此トキノ談判三日かゝる。略着ハ一週間かゝりたり。先方ハ大ヒに過ちを謝したるニより、教祖一行ニハ屋敷へ御帰りニなりたり。其トキ先方より庄屋敷迄送り来り、土産として天保銭ニて一貫、くの木炭一駄、いものの灯笼一對ありしをかたしとを人足を拵らへて送り来れり。(『確かな教理理解のために』P204. 1995. 天理教青年会. 道友社)

「本地垂迹」がない「カタカナ本」

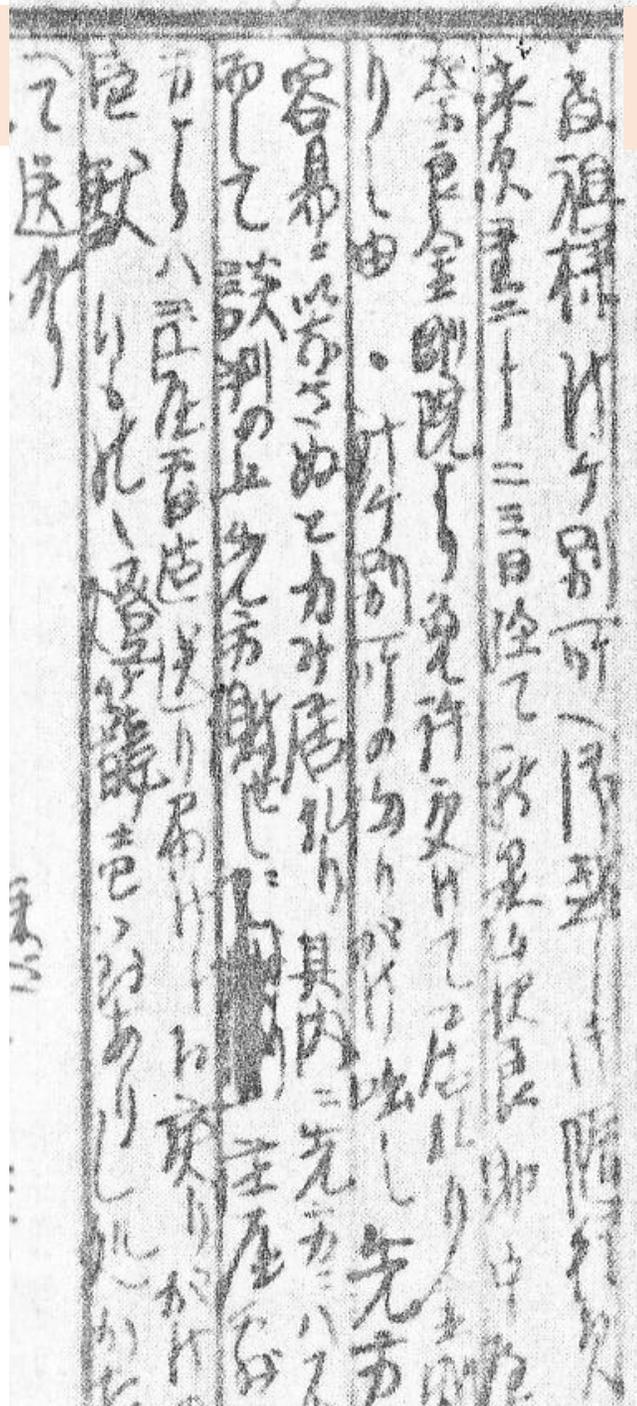
明治31年に書かれた「カタカナ本」には本地垂迹の話はありません。32年に書かれた「翁より聞きし咄」には出て来るので何かの理由で追加されたということでしょう。

繰り返しになりますが、明治32年の前、30年には飯田岩治郎が罷免されています。その理由は、29年に内務省から出された「内務省訓令」に対応するために、神の目標(めどう)が神鏡に替えられたことなどが考えられます。

ただ、罷免理由として教会本部の対応策に反対したことを挙げる事は出来ないでしょう。対応策とは、教祖の教えを枉げることであったわけですから。そこで考え出されたのが、「本地垂迹」的な異説論だったのではないのでしょうか。安堵事件では「火屋敷より水屋敷が上」という説が現れます。

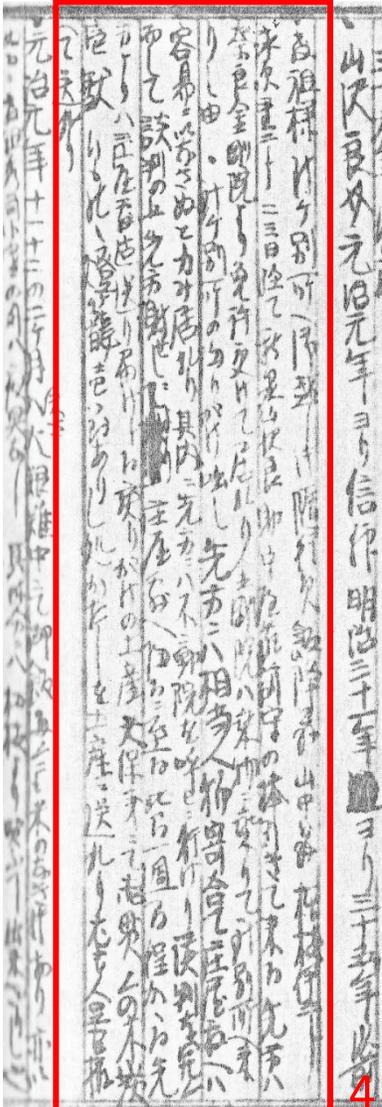


下半分



上半分

明治31年中山新治郎作「稿本教祖様御伝(カタカナ本)」



## 助造事件八島説－「自分が転輪王の心になってたすける」信仰を「転輪王におすがりすればたすかる」信仰に変えた故の破門

八島氏は教会本部が主張する本地垂迹説に対して、教祖の「人をたすける」信仰を、助造は「たすけて下さいと願う」信仰に替えてしまったゆえに破門にしたのだと云います。これは教会本部としては困る事なのです。教会本部も「たすけて下さいと願う」信仰に変質していったわけですから。

教祖は、神の社になって生きる生き甲斐という、いままでにない信仰を正しく伝えようとしておられました。それまでも、転輪王は一人も余さずたすけたい思いであるという教えはありましたが、元初めた神でもあるということは教祖が初めてお教え下されたことです。そして、おすがりしてたすけてもらう、という昔からの信仰に対して、「そんなことを皆が百年願おうが世の中は良くなる。自分が転輪王の心になってたすけなければいけない」と、「たすける神の社」を説いたのです。

助造は、目の患いから教祖のお話を聞き、自分も神の社になって通る心定めをして、目のご守護を頂いたのです。それで、有り難い神様だ、と針ヶ別所に帰ってから周りの人々に話していました。－中略－ 庄屋敷でたすけられた助造は、それまでも真実の神・転輪王におすがりするという信仰があったのに加えて、教祖の教える転輪王は、元こしらえた神でもあるという話を聞き、それならばなおのこと「たすけて下さい」と願えばご利益は間違いはないぞ、と説いてしまいました。教祖の教えが崩れてしまったのです。

／ この方が、有り難いといって人を集めるのには向いています。しかし、成人させるのには向きません。本当の人だすけの心を作るためには、自分が神の社になり、人だすけに生きれば生き甲斐ある人生が送れるし喜びも湧いてくる、ということを感じさせなければならぬのですが、人気を得るためには、むしろ簡単に「この神様に願えばたすけてもらえますよ」と言った方が良いのです。助造のもとにはどっと人が寄りました。／ 教祖は、それを知って「これはいかん」と思われました。似通っている神名を使い、それまでも仏教界では転輪王は全てをたすける神と説かれていた。その上に、教祖の教えである元こしらえた神でもある、という事をも話して、それにおすがりすればたすかるのだ、というのでは余りにも紛らわしいのです。言葉の上ではほんの少しの違いでも、意味する所は大きく異なります。それで教祖は、伊蔵を始め、弟子達を連れて針ヶ別所まで出かけることになりました。－中略－ 針ヶ別所では「たすける神の社になって人だすけをしよう」という信仰と、「たすける神があるなら、たすけて下さいとお願いする」信仰との間で問答が戦わされました。－中略－ こうなるとは助造も、「確かに教祖の教えた、たすける神の社になって人だすけの生き甲斐を持つ、という教えと、私がここで説いている、転輪王におすがりすればたすかるという事とは、違います。恐れ入りました」と言わざるを得なかったのです。／－中略－ しかし、転輪王という神名は教祖が発明した名前ではありません。転輪王に南無とおすがりしてたすけてもらう、というお願いの仕方は昔からあったので、止めることはできません。／ 教祖が言われたのは、「私の弟子と名乗る事は許さぬ」ということです。助造が、「針ヶ別所が庄屋敷のたすけ場所の本家だ」 などと言ったから取り払いに出かけたというわけではありません。（『中山みき研究ノート』P126. 八島英雄. 1987）

## 飯田岩治郎、泉田藤吉、茨木基義免職と教内外事情

飯田、泉田、茨木各氏が罷免されたときは、教団の方針が大きく変わる時と一致しています。

年		教内事項	教外事項
1895(明治28)年	山本利三郎他死亡	教祖殿普請の願いに「かりや」でよいとのおさしづ	
1896( // 29)年		教祖10年祭	<u>内務省訓令(秘密訓令)</u>
1897( // 30)年	<b>飯田岩治郎免職</b>	橋本清、前川菊太郎辞任(前橋事件)	
1903(36)年		明治教典完成、教典講習会開催	
1904( // 37)年	<b>泉田藤吉辞任</b>	「不良教師」1400名辞任	日露戦争始まる
1907( // 40)年		上田ナライトおさづけ運び。飯降伊蔵(本席)死亡	
1908( // 41)年		一派独立	
1912( // 45)年		『三教会同と天理教』出版	「三教会同」開催
1913(大正2)年	大西愛治郎、「甘露台の踏定め」(「ほんみち」発祥の日)		
1914( // 3)年		管長中山新治郎死亡	第一次世界大戦～大正7年まで
1915( // 4)年		山沢為造管長職務摂行者就任	
1916( // 5)年		第一節「復活」。訃報欄に「死＝出直」の初出	
1916( // 6)年	井出くに「むほん」	「朝起き、正直、働き」教理の初出	ロシア革命
1918( // 7)年	<b>茨木基敬免職</b>	たまへによる授訓お運び始まる	米騒動
1924( // 13)年	大西愛治郎免職		

安堵事件で飯田岩治郎が罷免されることの2年前、明治28年11月に教祖の高弟であった山本利三郎、上村吉三郎、中田かじがほぼ同時期に亡くなっています。このことは教内では全く語られていませんが、本来は〇〇事件として記録されるべきことではないかと思えます。ここではその概略を記しておきます。

明治28年3月に教祖殿(教祖御霊殿)の建築願いが出されましたが、信者がくつろげる詰所建築が先という事で却下されたにもかかわらず、再度11月13日に建築願いが出され、再び却下されています。その前日、13日に山本が、さらに上村、中田がそれ以後に亡くなっているのです。

此のお屋敷の大拡張に次いで大切なることは、各信徒詰所(分教会事務所)の建築であった。即ち、明治二十八年十月本頃より、兵神、山名、高安、船場、河原町、北、中河、郡山(二千七百余坪)と、当時にとって、それこそ宏壮なる各信徒詰所の建築が、お屋敷の前一帯に相次いで開始せられて居るのである。

此の詰所建築に関してであるが、**明治二十八年三月十日、教祖御霊殿本部北よりで六間に八間の建物建築致度により願**、に対し、

さあ／＼まあ／＼十年たあてもまだ教祖たちやないとはさら／＼おもふな、心がけるまでおやさといふ／＼、親は子おもふは一つの理、子は親をおもふは理、この理きわけ、なんでもちばといふ理があつまりて道といふ、親の内は地所さいひろがりたら十分、たちやすみかしておりても、おほくの子供もどるちばなうてはどむならん。

とのおさしづがあり、先ず全国から帰り来る子供に満足を与えるよう、親の建築は未だ時期尚早だとしてお許しがなく、次いで**同二十八年十一月十四日**、いよいよ教祖十年祭も追って来たことなれば、親を思う子心の上から、再び**教祖の御普請御許のお願い**をして居られるのであるが、これに対し、あく迄も、

かりや／＼、

とのおさしづがあり、

おやといふ、こどもといふ、こども十分さしておやがたのしむ、こがせいじんしておやがたいせつ、たのしみとくといふ、との子を思わる厚い親心あふるるおさしづがあるのである。全く思うだに目頭の熱くなるのを禁じ得ない。

(『潮の如く. 上』P29. 上村福太郎. 道友社. 1959)

教祖十年祭になりますと、大きな事件が起こります。

教祖殿は四畳と八畳の御休息所があてられていたのですが、それを取り壊して、**大きな神社を造りましょう。御霊殿というような名前**  
**で教祖殿の神社を造りましょう**、マミチイヤヒロコトシリメノミコト（※真道弥広言知女命）の神社を造りましょうとなったのです  
（これは神道系の他教団では教祖を祀った神社も建っていますので、そのようなところを御覧になるとわかると思います。）

その教祖を祭神にして、神社を大きく造って教祖殿にしよう、と十年祭に言いました時に、「足伸ばすぢば」というおさしづが出るのです。／ 明治二十八年三月十日に教祖御霊殿建築願がでるのですが、それを却下しまして、信者が足伸ばすぢばをつくれ、とさしづされました。ぢばの言葉を詰所の意味に使っています。

五年祭の時には農家を借りて納屋に藁を敷いて寝たではないか、その信者たちが不自由しないように、足伸ばして居られるように、教理をゆっくり学べるように、信者詰所を造れと言って、詰所建設が十年祭の前に行なわれます。

ところが、十年祭の直前になりますと、十一月十三日の会議で、またぞろ神社を造りたいと、神道派が言い出すのです。

すでにおさしづで神社を造ってはいかんと言われているのではないかと、本部の会議が真っ二つに分かれまして、会議が中断されるのです。その時に、おさしづどおり、神社の建設をやめましょうと意見を言ったのが山本利三郎（四十五歳）、上村吉三郎（五十八歳）、中田かじ（仲田儀三郎妻）たちが反対したのです。賛成は、真之亮さん、山洋為造の代理で捲くし立てているのが平野檜蔵です。／ 真っ向から対立して**休憩したその時に、突如として、山本利三郎が亡くなる**のです。

翌朝十四日に、反対派がいなくなりましたから、神社を造らせていただきます。と本席に願い出ました。

その時に、教祖殿はひながたの学び舎である、建ち家もそのまま、便所もそのまま、風呂場もそのまま、それが狭いと言うなら、仕える者の詰所を造れ、というおさしづで神社を大きく造ることを、教祖殿を大きく造ることを禁止しています。これが十一月十四日の出来事です。／ 山本利三郎が会議の日に死んでいるのです、が、**十日後に上村吉三郎、「敷島」の初代会長が亡くなっている**のです。それから**その後、中田かじさんが遺体で発見された**ので、いつ死んだか分からない、死亡年月日不詳という形で伝わっています。これが十年祭の出来事でした。／ 教祖十年祭が終わったあとでも、ちょうど明治二十九年と言いますと日清戦争が終わった翌年です。その二十八年に、日清戦争に協力がはかばかしくないと言うので、明治二十九年に内務省訓令で、天理教を潰せと各警察に指令が出たのです。／ それを受けて、内務省訓令が出たから、かぐらつとめをやめましょう、と自主規制が行なわれるのです。これが内務省の弾圧よりも、本部役員である山澤さんの方が強い弾圧を行なうのです。／ 他の教団では御神体を変えるところまでは、弾圧として受け止めていませんが、山澤さんは各教会の御神体を改めたのです。それに**反対したのが飯田岩治郎**です。／ 明治二十九年までは、教祖にいただいた御幣、本席さんに作っていただいた御幣が教会の目標でした。／ ところがこれを改めろという山澤さんの強い弾圧で、鏡になります。約九センチの鏡です。八咫鏡のイミテーションです。そして、その後が問題なのです。神実さんもおはじき位の大きさの鏡に改められました。各信者の家にお祀りしてあったのが、神実さんです。（『ほんあづま』438号.P5） 8

# 飯田岩治郎

## 天理教団が記す飯田岩治郎伝①

明治21年の神道天理教会設置の協議が飯田宅で行われ、そこで決定したように書かれていますが、実際は、会場を梶本宅に移して決められています。岩治郎は反対したのです。

① 安政5年（1858）3月23日、大和国平群郡東安堵村（現、奈良県生駒郡安堵町東安堵）に、飯田文吉、ていの長男として生まれ、父文吉の兄（本家）の飯田善六、こう子の養子となった（文吉、ていも同居）。

文久3年（1863）秋、岩治郎（6歳）は腹痛を訴え、12月には一命も危なくなつた。善六夫妻は「おぢば」に願い出た。教祖（おやさま）は、待っていたと仰せられ、安堵村の飯田宅まで足を運ばれた。先代の伯父に会いに来ましたと言われたという。岩治のお腹をなでられると痛みは治まり牡丹餅を食べた。1週間ほどの滞在の間に近所の子供と遊ぶまでになった。このとき「水のさづけ」（「こう水の水のさづけ」とも言い、「神水の水のさづけ」と表記されることもある）をいただいた。岩治郎が小さな釣瓶（つるべ）で汲んだ井戸水を飲めば、病気が治るというものであった。／ 翌文久4年正月、教祖は再び飯田方に出向かれ40日ほど滞在された。このとき、教祖お手製の犬のぬいぐるみをいただいている。／ 岩治郎は、足しげく教祖のもとに通うようになった。家に帰ると腹痛が起こり、教祖のもとに戻ると気分がよくなるということが繰り返されたという。こうして、13歳（明治3年）の頃まで、教祖のもとで教えを受け、その後安堵へ戻り、学問をした。

明治9年（1876）19歳のとき、再び大病となり、戸板でおぢばへ運ばれ、教祖にたすけられた。この頃、教祖は岩治郎を「人足社」として貰い受けられた（さ30・6・3参照）。3年程「おやしき」にいたというが、その後、気ままに遊びはじめ、14年頃には一時東京への出たが、まもなく安堵に戻り私塾も開いている。明治14年12月、堀部十重と結婚。／ 明治14年1月15日、松尾市兵衛らの流れをくむ信者と飯田の信者が合同で積善講が結ばれ、岩治郎は24歳で講元となった（副講元は松尾與蔵21歳）。

明治20年、教祖は現身（うつしみ）をかくされた。翌日の集合写真に岩治郎の姿が見られる（「増野日記」には、おつとめの鳴物に出たと記載）。明治21年3月、教祖1年祭は、おつとめ（岩治郎は笛）のあとの式典途中で、中止を命じられた。翌日の教会設置の協議は、岩治郎宅で開かれている。翌4月、教会設置が認可され、岩治郎は教会本部準役員に任じられた。（『天理教事典第三版』P25）

教会本部の見解では、飯田岩治郎は「教会本部は火の元庄屋敷で、この屋敷は水の屋敷。水は元の親、それに続いて火となる」との話をし、本部より安堵が本来の場所という異説を唱えたことにより、免職になったとされています。実際はどうだったのでしょうか。

② 明治25年3月26日、平安支教会設置が許され初代会長に就任。手狭となった教会建物を新築し、明治29年4月、中山真之亮初代真柱臨席のもと開筵式を執行。／ 岩治郎の水のさづけは鮮やかな守護をもたらし、他系統の信者も「おちば」への参拝の途中に立ち寄って、お水をいただく者が多くなった。明治30年頃には、平安の信徒も1,500戸を数える。

しかし明治27年11月、最初の神懸かり状態が現れ、29年10月28日には、夢に教祖が現れたという（さ29・12・7参照）。この頃から、お指図、お筆先と称するものを出すようになった。水のさづけに使うお水も親神・教祖に供えずに渡すようになり、「おちばがえり」もあまりしなくなった。

やがて、水のさづけは、人に授けられたものでなく、屋敷に授けられたものであると言い始め、役員らに「水と火とを打ち分けると仰せある。教会本部は火の元庄屋敷で、この屋敷は水の屋敷。水は元の親、それに続いて火となる」といった話をした。教会本部からは何度も人を派遣して翻意を促したが聞き入れず、本部改革を求めるのみであった（さ30・6・3、7・3、7・14、8・2参照）。

岩治郎につき従う者は、平安部内の外にもできた。明治30年11月13日、「おさしづ」を伺うと、

「二所も三所も出来るものなら、元のやしきは要らんもの。……今日の日は一寸片付けて、すっきりして了うがよいで／＼。」（さ30・11・13）

とあり、教会本部では、同月17日、岩治郎ほか2名の教導職免職、18日、岩治郎の教会本部準役員と平安支教会長の懲戒免職を決め、12月1日、平安支教会を龍田に移転した。岩治郎は教導職等の件で上京、教会本部からは松村吉太郎が神道本局と交渉のため上京した。平安の信者は、ほとんどが岩治郎に従った。／ 以後の岩治郎は、明治32年、大成教の教師となって、33年3月、大成教所属の大道教会（現、大道教、昭和21年）を設立。晩年、教祖に無い命をたすけられ、50歳まで生きさせていただくことができた、と語っていたというのが、明治40年5月16日、50歳で死去。事前に自分の木像を造らせ、静かにそのときを待っていたという。（『天理教事典第三版』P25）

『御水屋敷人足社略伝』では、飯田家に集まったときに、東京出願が決まったように書いてありますが、実はここでは決まらず、東京出願に同意する面々が櫛本の梶本家に場所を移して決めたのです。

『天理教事典』も飯田家で決まったように書いてあり、東京出願について反対する者はいなかったようになっています。

(『飯田岩次郎御伝記』P34. 一瀬幸三. 1988. 私家版)

・・・飯田家の記録『略伝』では、  
教祖の一年祭をすませ、次いで公然教会所を東京にて名高き所に部属し、出願せんと、その相談せんとするも巡查の見廻りきびしくして、集合する場所なく、止むなく国々の熱心家は、四十人程、おもひおもひに姿を商人に擬し、又は札所参りに、或いは漁夫に装い、蓑笠を着しなどして、人目にたためよう一人二人づ道を替へ、飯田家に集まり協議の末、東京へ上って出願の手続きなす事とハなりぬ。

**この飯田家の会議は、国家神道を信奉しようとする迎合派と、みき様の教理のご精神を絶対とする正統派と二つに分れたのである。** —中略—

松村吉太郎人郎による「教会設置当時の思い出」 『復元』 (第十七号=昭和25年7月刊)には、慌しい地場の様子が具体的に描かれている。

今日二十一年の時(お地場に於いて、教祖一年祭が執行された時のこと)父が、えらい事やと  
言うて逃げて帰ってきました。「えらい事や、お地場にじっと居られんから戻ってきた」と言うので、  
「あとどうなった」と訊ねたら、「そんな事知らん」と言うので、「そんな不親切な事があるか、何故  
後を見定めてきなさらんかった」と言うので、「そんな事言うならお前行け」と言うので、早速お地場  
へきてみると、こは警察が来るからと、皆安堵村へ行ったあとやった。そこですぐ安堵村へ行っ  
てみると、ここも危険だからと言うので、櫛本へ行ったとのことで、又、櫛本へ走った。そこには、  
前管長も居られて、平野・山本・高井・岡田・清水・増野・鴻田・榊井さんが居、諸井さんも未  
だ外に居た。

官憲の目が光っているからと、わざわざ本部から八キロの飯田家まで出かけ、あとになって、櫛本分署に近い櫛本家へ集ったのは、危険ではないかと思われるが、新治郎らは国家神道に追随する方針を固めていたので、警察のお咎めは気にしなかった。

## 教祖(中山みき)の遺訓を守り 「本部」から離れる岩次郎

明治21年に天理教教会本部が認可された以降、岩治郎の心は徐々に本部から離れつつあり、そのあと秘密訓令(内務省訓令)が発せられ、本部が神の目標を神鏡(八咫鏡)に替える決定をすると、岩治郎をそれに強く反対するようになります。

講社は次第／＼に盛大となりし故、信徒の請願を容れて、二十五年六月七日、平安支教会設置を出願し、君会長の任を担いたるに、君には益々教祖の遺訓を固守し、専ら其獨りを慎み奢侈の念なく家産より護る潤益以て人にほどこし、講社に向いては本部へ納附する月一錢の外は厘錢も徴収することならじと、役員へ申きかせ万一余に講社より金銭を贈る時は、これに一倍したる価額の品を返戻する心得なり。余が資産を失わざらしめんと思はば、一錢たるも受くるなかれ。幾百万の講社、宏莊華美なる教堂は、余が固より欲せざる所なり。少数なりとも眞実の人を友とし教理を実行し、仁心の根元をたしかむるこそ、余の教祖への尽す道なりと、屢々かたられたり。

如斯き心を以て、日々通らるゝ故、他教会の華美を尽し、随て講社の勢力を得らるゝと聞く毎に、世運のしからしむる事とはいうものゝ、教祖の心中いかばかりやと申されては一大息しては涙を流し、黙し居らるゝ故、役員に於ても他の状況を知らしめざるように心を配りたり。

君には年を関するに随い、御道の為め、俱に語る人なきを悟り、本部役員に於ても御道に叶はぬ行いあるを察し、濁りに交わらぬようにとて御身は本部事務員にあらるゝも、**教祖の遺訓を守らぬ所に勤むるは、無益なりとて月並祭をつとむるのみにて、少しだも事務にあづからざりしなり。**

(『御水屋敷人足社略伝』 翻刻版・二六頁・ 小松崎吉夫・1986)

君にはいかよの事ありとも心をにごさず、教祖の遺訓を重んじ、にこ／＼と笑うを日々のつとめとして、二十年の間一日の如くに潔白なる心にて通られ、明治二十九年新暦三月九日、教祖の十年祭より以来御本部へ参る毎に、何となく心のたのしからずして曇れる思しては、御宅へ戻るのをいそぎしが、**五月より何も御さわいと言うにはあらざれど、本部に居らるゝ内は絶て飲食せられず。これよりしきりに御本部へ参ることをきらい、代理のみ遣いしたり。**

(『御水屋敷人足社略伝』 翻刻版・P29)

参考までに、内務省訓令甲第12号と、それにもとづいて出された大阪府令を掲げておく。

「近来天理教ノ信徒ヲ一堂ニ集メ、男女混淆動モスレバ輒（すなわ）チ風俗ヲ紊ルノ所為ニ出デ、或ハ神水神符ヲ付与シテ愚昧ヲ狂惑シ、逐ニ医薬ヲ廢セシメ、若クハ紊リニ寄付ヲ為サシムル等、其ノ弊害漸次蔓延ノ傾向有之、之レヲ今日ニ制圧スルハ最モ必要ノ事ニ候条、将来ハ一層警察ノ視察ヲ嚴密ニシ、時宜ニ依ツテハ公然会場ニ臨ミ、若クハ陰密ノ手段ヲ以テ非行ヲ抉摘シ、其刑法警察令ニ觸ルモノハ直チニ相当ノ処分ヲ為シ、又其ノ然ラザルモノハ、必要ニヨリテハ祈禱説教ヲ差止メ、若クハ制限スル等臨機適宜ノ方法ヲ用ヒテ、其取締ヲ嚴重ニシテ殊ニ金錢募集ノ方法ニ付テハ最モ注意ヲ周密ニシ、且其ノ状況ハ時々報告スベシ、尚神仏各宗派ニシテ禁厭祈禱、風紀並ニ寄付金ニ関シ天理教会ニ讓ラザル弊害アルモノモ可有之、是亦同様ノ取締ヲ為スベシ」

・ 明治29年6月15日大阪府令

「教会所並ニ説教所ニ於テ停止ノ条項

神仏教会所及説教所ニ於テ左ニ掲グル条項ヲ禁ス

- 一、祭典執行並ニ説教開筵ニ際シ、参集ノ男女ヲ混席セシムル事
- 一、神殿並ニ仏堂ヲ設ケ賽銭箱ヲ置キ或ハ鈴、鯛口等ヲ掛ケ平素衆庶ヲシテ参拝セシメ社寺ニ模擬スル事
  - 一、病者ニ対シ、医薬ヲ停メ、又ハ供水ト称シ之ヲ飲マシムル事
  - 一、祭典仏事等ヲ行フニ際シ、狼雑ナル遊器（三味線、琴、胡弓）ノ類ヲ用フル事
    - 一、信徒ニ対シ、金錢ヲ貪ル事
- 外ニ
  - 一、管内ニ於テ十ヶ所以上分教会（支教会及出張所ノ名称アルモノハ分教会ト見做ス）アル教会ニ於テハ取締人ヲ置キ、常ニ不都合ナカラシムル事
    - 一、神楽ノ体ハ成ヘク賤劣ナラザル様スベキ事」（『天理教事典第三版』P813）

内務省訓令全文

明治29年4月6日に内務大臣吉川顕正から天理教の取り締まり強化のために公布された訓令で天理教では「秘密訓令」と呼ばれています。その内容は、天理教の活動に見られる医薬妨害、寄付強制、男女混淆などを取り締まるという通達でした。（『天理教事典第三版』よりP812）



（『天理教事典第三版』 P812）

## 訓令についての「おさしづ」

本部の内務省訓令への対応は、まずこの「おさしづ」があって、次ページの『潮の如く』、『天理教事典』の内容にまとめられています。

明治二十九年五月二十日  
五月十八日会議案の点に付願

**第一、朝夕の御勤今日より「あしきはらい」二十一遍を止め、「ちよとはなし」一条と「かんろだい」の勤三三九遍とに改めさして頂き度く願**  
さあ／＼だん／＼事情以て尋ねる。それは余儀無く事情から尋ねるやろ。なれど、一つの理抜くに抜かれん。又一つ事情無理にせい  
と言え、心の事情大変と思うやろ。なれど、一つ方法というものは、天にある／＼。子供可愛から、どのような事情も受け取って  
やろう／＼。

**第二、月次祭には御面を据えて、男ばかりで「ちよとはなし云々」、「かんろだい」二十一遍とを勤めさして頂き度く、次に十二下りを勤めさして  
頂き度く、鳴物は男ばかりにて、女の分は改器なるまで当分見合わせ度く願**  
さあ／＼だん／＼に尋ねる処、理は一つの許ししよう。同じ事／＼どうせにやならんと言うた処が、人々の心の合わん事した分には  
どうもならん。理は子供可愛々々の理から、皆許したるのや、許したるのや。

**第三、守札これまで出しましたが、この度政府より喧しき故、鏡に致して宜しきや、御幣に致して宜しきや願**  
さあ／＼尋ねる処、道の上から見れば、道の上からの事情に治めてやってくれ。聞く理は治めて、一つ重々の理に治まるようにして、  
治めてやってくれ。台は許したる。

押して、**神鏡にさして頂き度く願** / それは、その心に一つ委せ置こう／＼／＼。

### 第四、天理王命の御名、天理大神と称する事願

さあ／＼万事皆方法の変わりた事で、当惑して居るやろ。暗い道になりたると思う。暗い所は暗いだけの理に許してやる。自由の理  
に許してやる。これだけ話したら皆分かるやろう。そうして一つ話がある。皆兄弟集まりた。今が一つの理の台である程に／＼。真  
実より怖い道は無い程に／＼。心の散乱思うから、これまでの処皆見許したる。並んで居る顔、実々兄弟治めるなら、明るい道は  
今にある程に／＼。皆んな一つの心の理を以て、一つの物も分けてやるという心を定めるなら、成程という日はある程に／＼。

さあ／＼又一つ話して置く。これまでの処に何度の理に諭してある。大道で怪我はしなよ／＼と諭したる。細い道は怪我はせん。皆  
んな仲好くが神の道、妬み合いは世界にも数は無い／＼、思い／＼なりて来た。今日限り前刻話してある。一つの物は分け合うて／  
＼、又そちらへもこちらへも分け合うて、楽しんで通るが一つの理の台／＼。よう聞き分け。諭した理は、裏も取るから、横も取る  
から、治まり兼ねる。聞き損いあってはどうもならん。万事の理を治まり兼ねる／＼。よう／＼の道治まり始め掛けたる処から取れ  
ば、今日はどういうものと思う。これは一つのふしと思ってくれ。これより小そうなると思たら、いかんで。一つのふし／＼、ならん  
処はあちらへ廻りこちらへ廻り、心さえ繋ぎ合えば、実々一つの理はある程に／＼。又先々の処、繋ぎ合うて通れば、天の理がある  
程に／＼。

『天理教事典』の内容はかなり整理されており、同様の内容が『潮の如く』にもあります。これらの元は、『おさしづ』にあります。ここで一番問題になるのは、目標を神鏡に替えたという点でしょうか。この改変は現在も継続されており、1986(昭和61)年に八島英雄氏が罷免されたのも、神鏡についてかんろだいへの変更を提案したというのが理由でした。

- 一、本部は従来のかぐらづとめを改めて、御面を机上に備へ、男子のみにておつとめをなし、ちよとはなし、かんろだいのつとめだけにすること
- 一、朝夕の勤めはちよとはなし、かんろだいのみとする事
- 一、医師の手を経ざる以上紊りにおたすけをなさざる事
- 一、教会新築工事は華美に渉らざる様精々注意すること、附教会の設置は猥(※みだり)に許さざる事
- 一、神符守札に対する件は神鏡を以て信仰の目標とし、本部より下附すべき物に限る事、産屋御供は熱心なる信徒に限り授与する事、御守は席順序を運ぶ者に限る事
- 一、教理の説き方を一定する事
- 一、天理王命を天理大神と称し奉る事
- 一、楽器は三味線胡弓を用ひざる事（『潮の如く.上』P42. 上村福太郎. 1959. 道友社）

明治29年4月6日に政府は、天理教の取り締まり強化のために、内務省訓令（一般に秘密訓令と言われた）が発せられ、その結果、以下5点の変更が行われた。

1. 「おつとめ」は、第1節を除き第2節と第3節のみとする。
2. おつとめするとき「かぐら面」は神前に据えて行う。
3. おつとめは男子だけで勤める。
4. おつとめの「鳴物」は、男子だけとし、女子の分は改器なるまで見令わせること。
5. 守札を神鏡に改める。
6. 「天理王命」の神名を「天理大神」と改称する。（『改訂天理教事典』776頁）

**「水屋敷事件」  
の真実**

明治30年、後に「水屋敷事件」と呼ばれる事態が起こり、岩次郎は平安支教会長を罷免され、教会本部を追われました。その辺の事情を教会本部側の見解と岩次郎側のそれとを引用しておきます。本部の「火屋敷、水屋敷」の説明は、助造事件の本地垂迹の説明を想起させます。

## 安堵事件 あんどじけん

水屋敷事件とも呼ばれる。飯田岩治郎が、明治30年（1897）6月ごろから、奈良県生駒郡安堵村の天理教平安支教会において異説を唱えた事件。

飯田は、幼少の頃に教祖から重病をたすけられ、多年信仰を続けて、天理教教会本部准役員、天理教平安支教会長の要職にあった。ところが、「水のさづけ」を拝戴していて、病たすけの上で救済の働き大であることを盾に、教会本部に対して異説を唱えだした。この頃は、天理教にとっては秘密訓令の大打撃による傷心消えやらぬときで、その外患に対してまさに憂うべき内部の患いであった。**飯田はここは水屋敷で、教会本部は火屋敷であり、水は火に勝つのであるから、自分の屋敷こそ天理教の本来ある中心の場所である旨を唱えた。**

平安支教会の信仰者はもとより他の教会につながる信仰者までも次第に惑わされるにいたったので、教会本部は「おさしづ」を仰ぎ、協議を重ねた結果、飯田岩治郎を明治30年11月18日付けで免職し、平安支教会を他所へ移転することによって、この一件は落着した。（『改訂天理教事典』23頁）

## 飯田岩次郎側見解

飯田岩次郎の罷免について、教会本部は「地場は火屋敷でこちらは水屋敷、水は火に勝つ」という異説を岩次郎が唱えたためとしています。実際は教会本部の東京での出願や神の目標(めどう)を神鏡に改める事に反対したためではないでしょうか。これをそのまま、教会本部が罷免理由として使うことはできません。岩次郎の方が教祖の教えに忠実である、正統であることになりますから。

大正十五年教祖四十年祭に向けての行事として、各教会長を教育する講習会が三日間開かれた。その講習録板倉槌三郎の『教祖四十年祭の奉仕と活動』（大正13年6月〈本部〉刊）の中にも水屋敷事件が題材にされている。

私が、平安支教会長を命ぜられて、松村さんと死んだ平野さんと三人で、本部の青年を連れて、神霊を取り戻しに行きました。所が先方では、大勢の者が、命にかけても渡さぬといふて、竹槍を作ったりなどして、まるで百姓一揆でも起ったように物騒でありました。

同様に誇張されている。岩次郎は、「何事があってもかかわるな」と常に抑え制せられていた。

この時、やくざ風体の男が、多数の人を連れて来たのを見て、近所の人たちが竜田分署へ届けたので、松村吉太郎は、「家宅侵入」のかどで拘留された事実がある。

飯田家においては、ことを荒立てるのを避けたが、「勝てば官軍」の例え通りこの事件は本部に都合よく仕立てられていった。岩次郎の真意も苦衷も抹殺され、異端を唱える謀反人として後世に伝えられてきた水屋敷事件（安堵事件）の全貌は、納得し難いものばかりである。異端の代表者と決定づけられたのは、岩次郎の説となっている「地場は火屋敷でこちらは水屋敷、水は火に勝つ」の神を冒瀆した暴言である。これはご帰幽後流布されたものと思える。

『天啓録』にも飯田家に残存する記録にもその記載はない。また、本部のおさしづにもこれについて触れていない。さらに、板倉槌三郎の同書の一節に、

内からも、又一个の節が現れて来たのであります、それは明治三十年に起った事件で普通安堵事件といふのがそれであり、  
「庄屋敷は火屋敷で、安堵村は水屋敷である。月日が世界を治めるようにこれからは、水屋敷が本部であ…」。

こうして巧妙に岩次郎を、落とし入れていった。弁舌さわやかといわれた板倉槌三郎は、平野権蔵と同郷で河内の恩智村の出身である。権力者の松村吉太郎も河内で、三羽鳥として、明治二十一年以後は、この三者が中心となって本部を意のままに牛耳っていた。

それはともかく、**火屋敷水屋敷の説はウソから出たマコト化され、虚構の事実として定着していった**のである。（『飯田岩次郎御伝記』117頁. 一瀬幸三）

『天理教事典』が記す泉田藤吉の伝記は、道に就くまでの話が主で、11もの直属教会をつくったというところはほとんど書かれていません。また、明治37年に辞任したこともありません。

泉田藤吉（※中津大教会初代会長）

天保11年（1840）5月10日、父泉田富吉の二男として大阪府東成郡大今里村（現、大阪市東成区大今里）に生まれた。通称「熊吉」と呼ばれ、4歳にして両親に死別し東成郡猪飼野の山本家にあずけられて同家の山本伊平と兄弟のようにして10歳まで育てられた。その間、子守奉公などに出されたが、腕白なため断られ月に15回位奉公先が変わったこともあった。

10歳のとき東成区片江町の清水家の貫子となって成人したが、何かの事情で清水性を名乗ることはできなかった。元来、文字も書けず、両親の名前も知らず、自分の名前も「熊」より知らなかった藤吉は、大工や左官の手伝いをしたり井戸掘人夫として働き、その後、体格も良く腕力も強かったので西国巡りの強力となった。

明治4年（1871）2月頃、奈良の二月堂のお水取りに参詣し、そのとき人の噂で教祖（おやさま）を知り、初めて「おぢは」に参詣した。

明治10年、酒の飲み過ぎから胃癌になり、もうたすからないと言われていたとき、天恵組三番の周旋の山本伊平が来て「かしもの・かりもの」の話をしてくれ、なるほどと思っている間にすっかりたすかった。

藤吉の「おぢばがえり」は、商売を終え夕方大阪を出て夜中におぢばへ着き、官憲の迫害のきびしい中お屋敷の床下で1、2時間寝て、一言二言のお仕込みをいただいて、夜明けのおぢばを立て帰った。商売も芋を売るのが目的でなく、病人捜し、「にをいがけ」（においがけ）が目的であった。藤吉の布教は猛烈で、病人があるとちょっと隣へでも行くようにおぢばへ帰ってお願いし、直ぐ大阪へ帰って病人に当たり、たすけに歩いた。

明治23年、大阪の道を人にまかせて大分県中津町へ新しく親神の教えを広めに出発し、今の中津大教会の道をはじめ、宇佐大教会の宇都宮源太を導いた。

泉田藤吉は明治37年4月26日、おぢばにおいて出直した（65歳）。

〔参考文献〕天理教大分市支教会史料集成係編『大分市支教会史（天理教大分市支教会史料集成係、1933年）。

（『天理教事典第三版』P34）

大阪に泉田さんと云ふお道の先生がありまして、此の御方がけい察へ呼び出されしことは、たび／＼でありまして、既に十何遍といふ説諭をうけました。処が、なか／＼聞きませんで、一心にお助けをして居ります。そこで又、九月九日節句の日の夕方に召喚せられました。ところが、今度は警官の云ふ事に逆らふて議論をはじめました。

それが為に、警察に於ては、一層お道に対する感情をわるくいたしまして、先には我孫子の一件もあり、既にこの元へかゝつて、取払はねばならんと思ふてゐる矢先へ、又候、警官へたてつく様なものが生じては、いよ／＼すておけぬと云ふので、すぐ様大阪府から、奈良警察へ命令しましたものですから、そこで丹波市の分署へは命ぜず、本署から、直接に出張して、取払ひになったのでござります。（『改訂正文遺韻（復刻版）』P71）

《『稿本天理教教祖伝』P240》

かんろだいの石取払い以後、官憲の圧迫は尚も強化される一方であつたが、それには少しの頓着もなく、教祖は、依然としてたゞ一条に、たすけづとめを急込まれ、教祖自ら北の上段の間にお出ましの上、毎日々々つとめが行われた。

この頃、大阪府泉北郡で、信仰の浅い信者達の間に、我孫子事件が起つて、警察沙汰となつた。

当時お屋敷では、人々が大そう心配して、教祖の思召を伺うと、

「さあ海越え山越え／＼、あっちもこっちも天理王命、響き渡るで響き渡るで。」

との事であつた。これを聞いて、一同は辛うじて愁眉を開いた。

更に、陰暦九月九日、節句の夜に、大阪で泉田藤吉が、熱心のあまり警官を相手に激論した。この夜同時刻に、

「さあ／＼屋敷の中／＼むらくるしいてならん／＼。すっきり神が取払うで／＼、さあ十分六だい何にも言ふ事ない。十分八方広がる程に、さあこの所より下へも下りぬもの、何時何処は神がつれて出るや知れんで。」

と、仰せられた。

人々は、このように毎日おつとめをして居ても、よくもまあ、引張りに来ぬ事や、と、思つていたが、この両事件が痛く警察を刺激して、大阪府から奈良警察署へ指令が来た。

お屋敷では、十月二十六日（陰暦九月十五日）のおつとめの際、ふとした機みで、つとめ人衆の一人前川半三郎が、辻とめきくの琴の上に躓いて倒れ、山本利三郎は、お供えの餅米を間違えて飯に炊いた。人々は、何となく、変わった事が起らねばよいがなあ、と思つて居た処、翌二十七日（陰暦九月十六日）、奈良警察署から、警官が、村の安達秀治郎を同行して取調べに来た。

この時、曼陀羅をはじめ、祭祀用具一切から、神前にあつた提灯や、座敷にかけてあつた額まで取り払うて、村総代の所へ運ばせた。居合わせた人々は、梶本、梅谷、喜多、榊井等である。

## 我孫子事件(明治15年)

大津市附近では豊中村我孫子の浦勝太郎氏が早いといわれる。しかしどこから誰によって信仰が伝えられたかという点になると、筆者は未だきいていない。

この附近の信仰がいかなるものであったかは明治十五年の夏に勃発した不祥事、いわゆる我孫子事件によって知ることが出来る。この事件の内容を略記するに、この村に辻川岩松という人がいた。明治十四年十月、信貴山詣りの途中病気にかかり、ある人のおたすけによって霊救に浴し、熱心な信者になった。ところが明治十五年七月、同村の渋田豊次郎を伴っておちばに参拝した時、二人は教祖様から御幣をいただいた。一方の岩松はていねいにお祀りしたが、豊次郎の方はそのしまつに困って風呂のかまどにたいてしまった。その翌月八月下旬ころから、同村にコレラが大流行し出したので村民は恐怖心におそわれた。その時、豊次郎は岩松の家に来ておたすけを願ったが、祈願していた岩松が突然「お前は取かえしのつかぬことをした。生神様を焼き捨てた罪は逃れられん、お前のからだの中にはコレラ菌が入り込んでいるから、それを取り除いてやる」と、居合せた人々に命じて剃刀や平鉢などを取り寄せ、コレラ菌の摘出にかかり出し、豊次郎は「南無天理王命」を称えながら、少しの苦痛も訴えなかったのだが、出血多量のためついに生命を失ってしまった。居合せた人々も神名を称えて平伏していたということである。

これが警察問題となり、時の大阪府警察部長大浦兼武は次のような通達文を大阪府内の一般警察署へ廻附して嚴重取締を行わしめた。(今の奈良県は当時大阪府に含れていた)

「神降又ハ稲下グノ類ハ、予テ不相成旨布達モ有之候処、近来、天輪王ノ命ト称シ、之ヲ信仰スルモノ諸人ヲ集メ、神ノ告ケ杯ト怪異ノ説ヲ唱エ、人ヲ眩惑セシムルモノ有之、既ニ和泉国豊中村ニ於テ人ヲ死ニ致シタル義モ有之候条、各署ニ於テ一層注意シ、右等衆ヲ集メ、眩惑セシムル所為アルモノハ布達(和河内ハ旧堺縣明治十三年甲第二十四号、摂津ハ明治五年甲第百二十六号)違背ノ廉ヲ以テ処分可致、此段及通達候也。

大阪府警察部長 大浦兼武

これがために大和における警察の教祖様及び信者に対する干渉は甚だ嚴重になったのである。一方この我孫子の辻川岩松は起訴され裁判となり、また新聞にも書きたてられ(これが天理教が新聞に書きたてられた最初)一大センセーションをまき起したが、裁判の結果は無罪となった。

この事件により、この地方の布教は一般の人々からも反対を受けたが、そのうち信者は次第に増加し、明治十九年三月、二百名の信者をもって泉州天徳講の講名を本部よりいただいた。講元は浦勝太郎氏である。この泉州天徳講は後に高安に部属、二十六年、泉中出張所の設置となったが、浦氏は無学にして無財産なるため、神谷彌三郎氏が担任となった。(『天理教伝道史 I』P136. 高野友治. 1954)

## 我孫子事件と泉田藤吉の 事件の違い

このような事件（※我孫子事件）が起こっているのですが、これが熱心な信者だと言われているのですが、それはどちらのお道に熱心であったかということです。／ 前回の復習になりますが、それは教祖の教えるおつとめの理合いに熱心であったのか、それとも秀司先生が天輪王社や転輪王講社以来続けてきた因果応報、拝めば助かる式の信仰に熱心であったのか。

この事件を見ますと、教祖の教えられた世界れつを平等に助ける心の持ち方を説くおつとめに熱心な人の行動とは思えません。熱心と言ってもいろいろあるわけです。／ 同じてんりさんに熱心と言っても、教祖の教えるおつとめの理合いを真理と考え、それに合わせて生活する人なのか、教祖が秀司さんに息の根とめるでとまで言われて禁止された唯一神道や真言宗の拝み折禱や因縁果たしすれば助かるというような話に熱心な人なのかということは、これを読めばはっきりとわかると思います。／ この場合は、残念ながらあくまでも拝み信仰で、秀司さんの持ち込んだてんりんさんであり、教祖の教えられるおつとめの理合いとは似ても似つかないものだったのです。それでも教祖はこのとき世界に響き渡るでという言い方をされておられます。

ところがこれと時を同じくして、今度は、泉田藤吉先生が大阪でもって布教をされていたわけですが、熱心のあまり警官と激論をしたという事件が十五年九月九日（陰暦）に起こるわけです。／ この激論をした泉田藤吉さんというのは、おつとめの理合いをよく心におさめ、おふでさきも夢中になって書き写して教え回り、教祖のおっしゃる通りに心を入れかえて世の立てかえをやるのだという布教の仕方をされていた人なのです。／ 泉田藤吉さんというのは、学問がなかったので、わけのわからない、ただおさづけすれば直るんだというような話ばかりしていた人のように思っている人もいますが、これはとんでもない勘違いなのです。

世間の学問はなくても、教祖の教えるみかぐらうたに真剣に取り組んだ人は、世界最高の学問をおさめた人になっているわけで、みかぐらうたやおふでさきの通りに真剣に通るということは、今のこの社会は間違いであり、来るべき理想の世界は、かんろだいつとめのようになるということまで、ちゃんと心得ているわけであります。泉田藤吉さんのおたすけによって十一カ所の本部直属教会が生まれておりますけれども、そういう環境の中で育った教祖のお弟子さん方の成人というものが、いかにすばらしいものであったか、いかに助け一条に目覚めて通られたかということは、その後の姿からも十分にうかがわれるわけであります。

それでこのときも、教祖の教えは、今の世の中をそのまま維持することではない、一刻も早く皆の喜ぶ助け合いの世界に立て直さなければならないのだという話が自然と出てきたので、それを禁止しようとする警察と大激論をするという事件が起こるわけです。

言いかえれば、**泉田藤吉さんの事件というのは、教祖の教えられたおつとめの理合いを推し進めようとして、陽気づくめの嫌いな、上に黙って仕えろという教えを守ろうとする警官と激論した事件でやり、一方の我孫子事件は、教祖に逆らってつくった拝み信心、秀司先生の持ち込んだ教理の影響でもって起こった悟り違いの事件でありまして、この二つは、同じようでも正反対の事件なのです。**（『ほんあづま』79号.P5） **21**

私（※八島英雄）の父の信仰のルーツを辿ると、理の親は中川弥吉でした。その弥吉さんの理の親は泉田藤吉さんです。私の父の話ですと、中川弥吉さんはお道の前に色々と、日蓮宗の修業などもしていて、滝にも当たって苦業もした人でしたが、女房中川よしが入信してからお道に目覚めて、泉田藤吉さんと一緒に布教に歩いたということでした。私の父が入信して初めて見せてもらったおふでさきは泉田藤吉さんのおふでさきを写したものでした。

泉田藤吉さんは本部の話では字は書けないということになっています。弥吉さんも字は書けないと言われていますが、二人共金釘流でもおふでさきを書いています。

—中略—

泉田藤吉さんがどういう話で布教をしていたのか、私の父が弥吉さんから聞いた話では、天理教団の歴史をそのままに考えさせられるものでした。

泉田藤吉さんも高井直吉さんも井筒さんも、仲田儀三郎さん飯降伊蔵さん山本利三郎さんたちの仕込みで次々と心の改良を謳って講社を作って行った人です。

**たすけ合いに借物を使いましょうということ次第に講社ができていったのです。現実にこれでたすかる**のです。

ところが、講社ができ人が寄ると教会を作らなければならなくなり、神道天理教会設立ということになるのです。

そして、ここで書類が作成されるのです。その書類で、天理人道を教えます。天皇家の先祖が神様です。上は神です。このような規則ができてしまうのです。そして、本部の部下になると本部から先生が派遣されるのです。転輪王講社の時からずっと秀司さん達と行動を共にしていたような人達や親戚という人達がでてきて、今までと違う「因縁を切る道」とか、御恩報じをしなさい。尽くしただけ返ってきます」というような話が説かれてしまったのです。

泉田先生はこのような話をしている人達とは馴染まなかったのです。講社を作っても、教会設立という形になると、それでは会長は他の人を選びなさいと次の所へ行ってしまふのです。そして、たすけ一条を説いたのです。

講社はどんどんできますが、そこが神道教会になるという段階になると本部の先生がきて話を説くので拝み祈祷に流れてしまい馴染まなくなるのです。そして、このように次々と十一個所もの教会の基礎を作って、中津大教会で初めて会長になったのですが、ついには、馴染まないと言っておちばに帰ってきて亡くなってしまったのです。（『ほんあづま』239号.P16.八島英雄.1989）

## 明治教典、教師講習会の開催

右教典は、いう迄もなく当時の国是に歩を一にした線にそって編纂することを余儀なくされ、この編纂を指導した人達が、此の中へ如何にして少しでも多く親神様の思召を盛るかについて腐心されたかが分るのである。明治教典は、いねば独立請願書に添附する書類として編纂されたものであったが、当局は、只これを書類として留めることを許さなかった。茲に於て、愈々同教典を実行することとなり、本部に於ては、早速此の教典を教会及び信徒に頒布すると共に、神道天理教会教師講習会規程を制定、同三十六年八月十八日より九月五日迄、十九日間の長きに亘って、先ず第一回教師講習会を開催、以て教典の普及に専心することとはなった。此の第一回教師講習会は、場所は天理教校、講習員は、直属の各分支教会長及び役員諸氏の百五十名であった。此の年八月、これが教典普及のため、天理唱歌が出版なされて居るのである。教祖二十年祭をあと二年余に控えて、これより愈々各所に於て教典講習会が繰りひろげられて行くのである。

教典普及のための本部に於ける第二回講習会は、天理教校に於て、直属分支教会長五十余名参集のもと、翌明治三十七年三月二十日より同三十日迄（会期を両分して、二十日から二十五日迄は祭式作法、二十六日から三十日迄は教典講習）開催されて居るのであるが、先の本部に於ける第一回教典講習に引き続き、高安分教会にあっては、既に同明治三十六年九月十四日より同二十七日に亘り、部内教師を高安に招集、率先第一回講習会を開催、教典の普及に努力して居るのである。

斯くて、本部の第一回、第二回教典講習会に続いて、部下の同講習会は、明治三十七年四月二十七日、東分教会の講習会を振り出しに、同月二十八日からは、日本橋分教会、更に六月十日からは、河原町分教会、同月十一日からは、大阪府下の教師全部を招集して、是が講習会を開き、同じく十三日からは、兵神分教会という風に、次から次へと長期に亘って各教会を巡回、是が普及に邁進を続けたのであった。（『潮の如く.上』P67.上村福太郎.1959.道友社）

## 泉田藤吉が亡くなるほぼ一カ月前の「おさしづ」

明治三十七年三月二十日 中津支教会長泉田藤吉身上願

さあ／＼尋ねる事情／＼、尋ねる事情いかなる事情一つ、さあ／＼皆々それ／＼寄り合うた中／＼であろう。さあ／＼これ年限数えてみよ。余程の年限いかなる事もどういふ事も通り来たる道すがら、事情一つ心一つ理、長らえての年限の間に、それ／＼よう／＼の道、日々という一つ理、ならん中の道、さあ／＼身上一条の処、一時どうとは無い。なれど、よう聞き分け。一度二度という理、よう／＼の道、よう聞き分け。休めさせ／＼。それ／＼一つ治まる。遠く所に事情一つ容易やない。年限数えてみよ。一つ心それ／＼の中、たんのう一つ理治めて、こうと言うてたんのう治めてやれ。一時の処どうなるこうなる。今の道理十分通りた。重々に受け取りたる。これだけ一つ楽しましてやってくれ。又々の理、こういう理であったと、ほんに成程と、さあ／＼遂に分かる程に。さあ／＼これだけのさしづをして置こう。

「教師の行状を正す」とは、明治教典の内容を説くということで、それが出来ない教師は辞職させられたのです。十柱を総称して天理大神とするといった明治教典の内容は、現教典の内容とも矛盾するにもかかわらず、現在も天理教の中に生き続けています。

日露の大戦役 これら道の動きの中に、日露の国交は暫時激化しつつあった。明治三十五年、日英同盟締結後、これを後盾として、韓満問題の協商議案を提出、更に外相小村寿太郎が、同三十六年十二月、露国公使ローゼンと会見して、露国に最後の考慮を求める処となったが、妥結するに至らなかった。同十二月、軍備会議が開かれたが、既に露軍は楽天を占領して居た。明けて三十七年二月、対露開戦につき御前会議が開かれ、二月十日、愈々宣戦の布告とはなった。思えば日本にとって、古今未曾有の大戦であった。本部にあっては、早速部下一般に論達を発し、毎月一回、戦勝、兵士の健康祈願の祭典を執行するべく指示した。更に、三月八日夜、本部員会議に於て、国庫債券の募集に応じ戦費を補うべく議決したが、これが応募総額は、実に二百五十万五千円以上に達し、又、別に恤兵(※じゅっぺい)金額は、一万二千四百円以上であった。更に又、軍資納附金として、二千五百円を献納した。斯かる間に、不幸なる負傷兵は、続々と内地に護送されて来たので、これ等の負傷兵ハを慰問すると共に、出征軍人の遺族を訪問して慰安を与え、それ等の寄附金は四千元以上にも及んだ。又一方、同三十七年八月、戦死者の子弟学資補助会を組織して救済することにもなった。即ち、同会会長には、初代真柱様を奉戴、松村吉太郎氏は同幹事として、大いに力を傾けられ、其の第一回補助金として、金一万二千元也を、各府県に配布せられたのである。肯、これと共に、『戦時ニ於ケル帝国臣民ノ心得書』なる書物を発行、是を広く配布し、更に同三十七年九月六日、本部神殿に於て、戦死者の忠魂弔慰祭が執行せられた。

思えば、教祖二十年祭を目前に控えて、今や道は、独立運動に伴なう教典の普及と、それと立て合った思わぬ日露大戦役の奉公活動の渦巻の中に、目まぐるしい日々が展開されて行ったのである。然し、これ等の目まぐるしい渦巻の中においても、世界たすけの上から、親神様の教、だめの教の一日も早き独立達成の一念が燃えつづけた。即ち、第二回請願下げ戻しの理出に添うべく、教義の整備と、これが普及を計られると共に、これより先、明治三十七年四月、教内の改善が企てられたのである。それには、いろいろの事情からして、如何にしても、一般信徒を指導して行くべき教師の行状を正さなければならなかった。茲に於て、左の三項目に該当する教師を調べられたのである。

- 一、教師たるの品性を欠き、性行不良なるもの
- 二、教会の命を用いず、教規教制を守らざるもの
- 三、有名無実にして教師の職責を尽さざるもの

**此の調査に依って、教師千四百余名を淘汰辞職せしめられた。**これは、非常に困難なる問題であった。これには、綿密なる調査を遂げられ、此の前には、一切の情実、一切の因縁を排して断行せられたのであった。(『潮の如く.上』P74.上村福太郎.1959.道友社)

天理教教典 第一 敬神章

ち一神に歸し其妙用を分ては萬神に亘る蓋し  
 造化の大原にして萬有の根本也誰か尊仰敬事  
 せさらむや然れとも八百萬神悉く其名を稱へ  
 て崇拜せむよとは人の能くせざる所なり故よ  
 靈徳の最も顯著なる十柱の神を擧げて奉祀す  
 即ち國常立尊、國狹槌尊、豊斟淳尊、大苦邊尊、面足  
 尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、大日嬰尊、月夜見尊  
 是也之と總稱して天理大神と云ふ

神は理か上か 真理か権力か  
 神道教会公認のために教典を出した。そのときには、  
 天皇と天皇の先祖の神々を十柱並べまして天理大神とし  
 て、天神地祇八百万の神がいる中で、もっとも顕著なる、  
 はっきりしたご守護をくださる十柱の神様を天理大神と  
 崇める、とこういう教典を出しました。現行の教典を昭  
 和教典と言ひ、これを明治教典と呼んでいる。

それに反対の「教祖は、天皇も人間と仰ったのだ」と  
 いう意見を言った教師を、1400人も罷免して明治教典を  
 出したのです。

これは、**明治三十六年に、天理教教典として明治教典を  
 出しまして、37年に1400名のおふぼく、取次人を罷免**して  
 いるのです。その中で一番有名なのが、泉田藤吉さんと、  
 萬田萬吉さん。

泉田藤吉さんというのは、十一もの直属教会を布教し  
 て作ったという人なのです。そして、私たち東本の間  
 は、東本の初代会長中川よしの旦那さん、中川彌吉が、  
 中川よしはまだ布教しないうちに、泉田藤吉さんと、南  
 の松永さんと中川彌吉の三人で、御津大教会を始めとし  
 て中津大教会に至るまで、直属教会を作る布教の旅をし  
 ていたということを誇りに私たちは思っているわけですが、  
 その一人である泉田藤吉さんを罷免し、伊賀にある、  
 というより、おぢばの山浴いにあります島ヶ原大教会長  
 になりました萬田萬吉さんも罷免しているのです。

(『ほんあづま』499号. P4. 八島英雄. 2010)

## 泉田藤吉「中山みきを神と言う者は不良教師」との理由で辞任—天理教史の中で一番愚かしいこと

明治三十六年に『天理教教典』を出した時、それまで天理教の信者はおつとめを教えた教祖を「神様」と呼んでいたのです。関西弁で「神さん、神さん」と、関東の方の人は「神様」と呼んでいたのです。

教祖を「神様」と言うのは当たり前になっていたのです。

明治教典で「天神地祇八百万の神、数多くある内で、特に靈驗あらたかな十柱を称えて天理大神と言う」というときに天照大神が圧力になってきたのです。

天皇家の先祖十柱を天理大神という明治教典ができ、本部が天皇家の先祖を神と言っているのに、「ほん何でもない百姓家の女」中山みきを神と言う者は不良教師である。と本部内の天皇主義者が言いまして、当時の有力な布教師を根こそぎと言って良いくらい「けしからん不良教師である」と断定しまして辞任させたのです。

その時の言い分が、「本部が天皇家の先祖を神と教えているのに、教祖を神様と言うのはけしからん、教祖のおつとめの教理を神様と言うのはけしからん、辞任してお詫びせい」というのです。代表的な人として、泉田藤吉さんに対してそういう言葉を出し、辞任を要求したと伝えられています。

泉田藤吉さんは、辞任を要求されても「どうして辞任しなくてはならないのだ」という態度で、本部へ来ても本席さんにまで「どうして教祖を神様と言ったら辞任しなくてはならないのですか」と言う問答がおさしづにも残っているのです。それから一ヶ月ほどして、ピッタリ二十六日の日に亡くなっているのです。これは皆自然とは思っていません。

泉田藤吉さんという方は、本部直属教会を何箇所もつくっているのです。まだ天恵組という時から活動いたしまして、天恵四番が御津です。御津大教会の小松先生が、私が本部へ勤めていた頃は、小松駒太郎先生が内統領を勤められるくらい本部そのものと見られていました。そういう重要な教会から始めて、九州の中津まで何箇所も直属教会を作った、布教師の鑑と言われている人、そこへ行動を共にして布教した名立たる人は、教祖を背中に背負って人力車にお移しした、和爾分教会初代会長の富森竹松さんとか、南大教会の松永さんとか、東本初代会長の夫君の中川彌吉というような人も、行動を共にしているのです。

明治教典ができた時に、辞任してお詫びせいと言われた人で有名なのが万田万吉、島ヶ原の初代会長など、そういう人たちが千四百人も辞任させられて、とんでもない天皇制軍国主義化を天理教がやってしまった。それが現在、教祖の教が世に行われなくなった最大の理由とまで言われているのです。その時のことは、戦後復元が言われてから一番愚かしいこととして歴史に残っているのです。（『ほんあづま』448号.P2. 八島英雄. 2006）

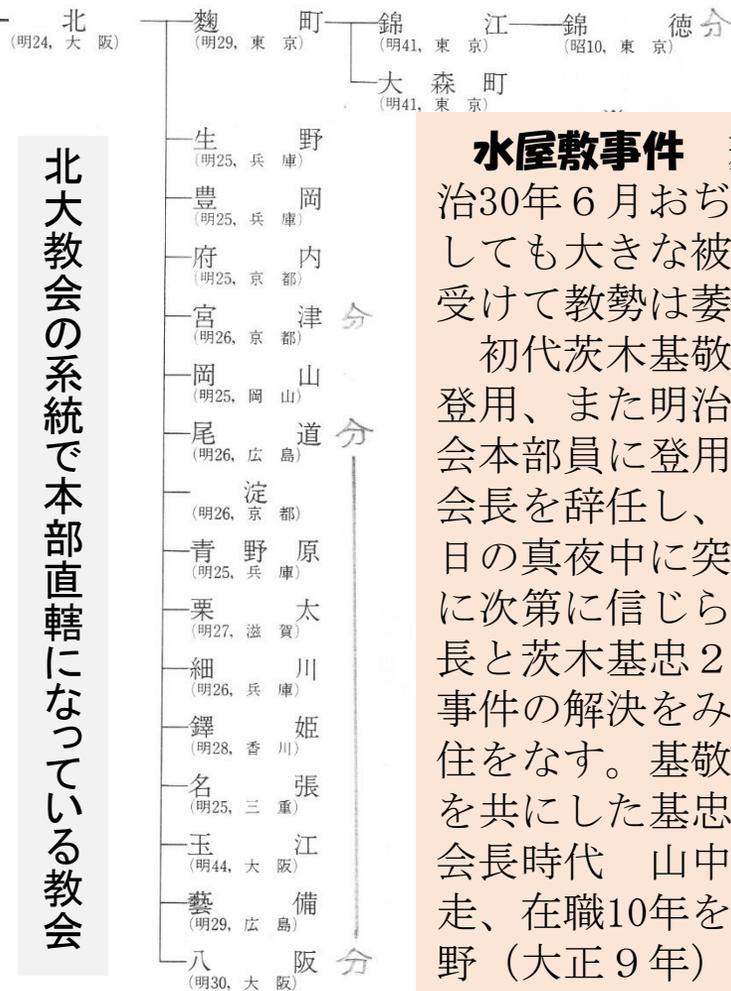
## 茨木基敬

茨木事件の本質は、本席が亡くなった後、「神がかり」によってその地位に就こうとしたといったことではなく、明治41年の一派独立後の道の変化への疑問から生じた発言が、本部にとって不都合であったことによるものであると考えられます。ただ、本部側からの免職理由としては「基敬に本席の地位を得ようとした欲望があった」からなどとされ、教理的な面に立ち入ることは避けられています。

茨木基敬 いばらぎもとよし 安政2年（1855）、大阪の西成郡北野村（現、大阪市北区）の松本左兵衛の二男として生まれる。20歳頃に天満で乾物商を営んでいた親戚の茨木家を継ぐ。明治15年（1882）、生来病弱だった娘が激しい痙攣を起こし、一命にもかかわりかねない容態となった。このとき、かねてより付き合いのあった知人を通して泉田藤吉を紹介され、天理教の信仰に入った。熱心な布教活動によって不思議なたすけが次々と現れ、その結果、多くの人々が信仰に入るようになった。

明治17年には、天地組の講名を「おちば」よりいただいたのを機に、商売を止めて布教一筋の道を歩みだした。明治21年に教会本部が設置されて、各地の講が教会となる中で、天地組も明治24年に北分教会として再発足し、基敬が初代会長に就任した。明治40年には、それまで北区の曾根崎新地にあった教会が手狭になったので東成郡生野村（現、大阪市生野区）に移転した。この教会移転が後の茨木事件と呼ばれる一連の異説問題の端緒となった。当時、付近の住民から教会を移転してほしいと要望され、警察が仲介にくるようになるに至り、やむなく基敬はこれに期日を切って移転を約束した。急拠の移転にもかかわらず、どうにか約束の期限を守って移転がほぼ完了したのと時を合わせるかのように、旧教会地を含む曾根崎、天満、福島一帯が大火に見舞われた。これを見た信者たちは、会長はこのこと

を予見していたから移転を急かされたのだと口々に語り合い、基敬神格化の土壌が形成されていった。明治42年には教勢の伸展に伴い大教会に昇格し、基敬は北大教会長となり、明治44年、教会本部の本部員になっている。この前後より、基敬に神様がお下がりになるという噂が広がるが、それには彼の信仰指導のもとで不思議なたすけが相次いだというだけではなく、夜中に筆をとって悟りを信者に伝える彼の行動にも一つの原因があった。その頃は、明治40年に本席が出直した直後であり、神意を直接に伺うことができなくなっていた時期でもあった。「おさしづ」という形で神意を聞き慣れていた信者たちには、基敬の与える信仰的な吾りは神意の表明そのものと映り、そこから基敬こそ「おさしづ」の継承者という誤解が生まれたのであろう。基敬にそうした目論見（もくろみ）があったのか否かは判然としないが、増野道興（鼓雪）は基敬に本席の地位を得ようとした欲望があったと証言している。この一点において、教会本部としても基敬の行動を信仰的な悟りの特異性の問題であるとして見過ごすことができなくなった。その結果、基敬は大正7年（1918）に本部員を免職となった（茨木事件）。大正10年におちばを去って奈良県生駒郡富雄村（現在の奈良市内）で暮らしていたが、昭和4年（1929）10月29日に亡くなった（75歳）。（『天理教事典第三版』P56）



## 北大教会と部内教会の本部直属化

茨木基義の処分の後、事情処理にあたり、主な部内教会を分教会のまま、本部直属にしていたのです。

北大教会の系統で本部直轄になっている教会

**水屋敷事件** 麴町支教会長の上田善兵衛は、安堵村の飯田岩次郎の謀反の先鋒となって活動したため、明治30年6月おぢばより免職という処分を受けることとなり、1000余名といわれた信者は四散し、北分教会としても大きな被害を蒙ることとなった。教費公納金は年々借金となり、さらに内務省の秘密訓令のあおりを受けて教勢は萎縮し、財政は困難を極めたのである。 —中略—

初代茨木基敬会長は、明治23年4月15日天理教会本部準派出掛に就任、明治42年1月8日には、准役員に登用、また明治42年1月には、大教会に昇格と共に大教会長に就任、さらに明治44年9月26日には、天理教会本部員に登用されている。／ 2代茨木基忠会長と**茨木事件** 大正2年(1913)3月2日茨木基敬は初代会長を辞任し、同日、長男の基忠が2代会長に就任した。ところで、茨木事件というのは、明治44年11月18日の真夜中に突然起きた、茨木基敬初代会長の神憑りという異変より始まる。彼の説く神言は部内の信者達に次第に信じられるようになってきたため、本部としても放置出来ず、大正7年1月16日、茨木基敬初代会長と茨木基忠2代会長の両名を免職処分となし、後任として翌17日、本部員山中彦七を3代会長に任命して、事件の解決をみた。／ 事件解決後、大正10年11月14日茨木一家はおぢばを去り、奈良県生駒郡富雄村に移住をなす。基敬初代会長は昭和4年(1929)10月29日、75歳をもって数奇の生涯を閉じた。初代会長と行動を共にした基忠2代会長も、昭和21年1月9日、66歳をもって富雄の地で出直している。／ 3代山中彦七会長時代 山中彦七(※山中忠七の子)は事情整理会長として、大正7年1月17日就任以来、事情整理に奔走、在職10年をもって会長職を辞し、昭和7年1月28日、84歳で出直した。在職中の主な事柄としては、生野(大正9年)、麴町、岡山、府内(大正14年)、豊岡(大正15年)の5分教会が北大教会より分離し、本部直属となった。これらの教会の分離と相前後して、大正10年3月15日、丹波市町三島の詰所を同じ三島内で移転。なお分離教会よりの謝恩金をもって、大正15年5月、詰所移転用地として、現在の川原城の地所を買収した。／ 4代村田慶蔵会長時代 昭和2年7月25日、山中会長が辞任と同時に、4代会長として、本部員村田慶蔵が任命された。村田も山中の後を受け継いで、教会内部の整理に奔走した。昭和3年、現大教会境内地に信徒宿泊所が新築された。続いて、昭和6年10月、信徒詰所を三島より、川原城の現在地へ移転した。また部内教会の整理としては、竹原分教会所属教師大浜庄一が昭和8年1月に設立した南安芸分教会を本部直属とし、続いて同年10月、尾道、淀、青野原、栗太、細川、鐸姫、名張、玉江、八阪の9教会を本部直属とした。この処理完了後に、村田も4代会長の職を辞任した。(『改訂天理教事典・教会史編』P194(北大教会の項).) **28**

北大教会の部内は、分教会として本部直属になっています。(現在大教会である教会も、分離時は分教会だったようです)

豊嶋泰国氏の文章では、「神がかり」が問題になっているように書かれていますが、実際は教祖の教えに基づく意見を言ったために、本部としては議論が出来ず、「精神異状」として処分したのでしょうか。

すでに天理教の本部員（本部役員）に登用されていた茨木基敬に天啓とされる現象が起こったのは、本席の死から四年目の明治四十四年の晩秋からであった。その頃より身体に原因不明の異常が生じて、天理教本部近くの北大教会詰所内の自邸で病床に臥すようになった。腸出血から始まった病勢は進み、強度の神経痛をともなうて日夜苦しみ悶えていたのである。当時、天理教教会本部では教祖三十年祭にともなう「大正普請」と呼ばれる本部神殿の建築計画を進めていたが、茨木基敬は「信者に必要以上に金銭的な負担をかけてはならない。また無理に寄附金を集めれば、その金には信者の惜しいという埃がついているので神も喜ばない」などと、本部員としてただ一人強硬に反対していた。そのため、本部からは白眼視されていた。

明治四十四年十一月十八日の真夜中、病床にあった茨木基敬は最初の神懸りになった。すなわち、茨木の口から、基敬に神が降りると出たのである。そして次々と啓示的な言葉を降ろすようになった。（『天理の霊能者』P109. 豊嶋泰国. 1999. インフォメーション出版局）

本部側は茨木基敬の対応策として気が違ったという理由で免職処分にして教団から抹殺したが、その経緯を詳しく追ってみよう。本部は茨木基敬を解任するに当たってそうとう悩み抜いたようである。というのはその影響力があまりにも大きかったためである。そこで茨木基敬を「精神異状」ということにして放逐することに決定したのである。

大正七年一月十六日付で茨木基敬は、長男の茨木基忠ともども正式に解任された。この日をもって天理教から絶縁処分となったのである。この処分を行ったのは、天理教本部の実力者で抜群の智策と政治感覚に長けた高安大教会初代会長松村吉太郎であった。初代真柱の懐刀として天理教の教会本部設置や一派独立請願運動に奔走し、それらを成功させた辣腕であり、初代真柱の死後は天理教本部の事実上の最高実力者として振る舞っていた松村は、茨木の旧友でもあったから、その心中はいかばかりであったか。（『天理の霊能者』P112）

## 自らの宗教伝統から逸脱していった大正期の天理教

明治45年に出版された『三教会同と天理教』は、「教祖は熱烈なる愛国者」であるとし、天理教の信仰が道徳的な実践である事が強調されています。『三教会同と天理教』の筆者は伊勢の神宮皇學館の教授をし、明治末年ころに天理教に入信、大正2年に天理中学校校長に就任した広池千九郎であろうとされています。

自らの宗教伝統からどんどん変質していくことに抵抗したのが、茨木基敬ではなかったでしょうか。それゆえ、本部は、「本席の地位を得ようとした欲望があった」とか、「精神異状」だとかといった理由を付けて教団から追放したのです。

地方改良運動の拡散とともに主な布教地である農村社会での立地が狭められていた天理教は、この「三教会同」政策における行政側の変化に最も敏感に反応し、この変化を教団活性化の契機にしようと努めることとなった。三教会同の直後に「国民教化に対する道の覚悟を示した」として作られた『三教会同と天理教』のなかで中山真之亮たちは、「**教祖は熱烈なる愛国者**」であると説明し、「而して天理教の教会は天理の大道を宣伝し神恩皇恩の尊き事を教え、人心の救済、国民道徳の鼓吹を務むる教化の道場として存立して居るのであります。」と天理教の信仰が道徳的な実践である事を強調した。また、「然も従来<sup>の</sup>倫理や教育や宗教の如くに上流中流から教を授けず、故らに下等社会愚蒙社会から始めて、漸次に中流上流に推し及ぼして一切の人類を救済」することが「天理教信徒の大理想」であり、これまでの天理教運動の実践過程であったと説明された。もちろん、これは、内務省による「国民教化」に歩調を合わせるためのものであり、それ自体としては格別注目されることもないであろう。だが、この時期の天理教は、社会的存在としての自己正当化に執着し、それを華々しく宣伝していくところに大きな特徴があった。

上記の『三教会同と天理教』は2万部も作られ、自らの教会組織はもちろん、日本全国の各県庁、郡役所、警察署、新聞社、図書館など約3千5百箇所<sup>に</sup>寄贈するという大々的な宣伝活動であった。また、同年3月の機関紙『道乃友』には「宗教と政治と人格」という標題が掲げられ、教祖ミキの教えの本質が政治的な参加と人格の向上にあるという主張がなされるのであった。また、翌年（大2）9月には『教育勅語と天理教』、1914年4月には『教育勅語衍義・戊申詔書術義』などが発行され、「愛国主義」を標榜する教義解釈がなされるようになった。そして、こうした教義解釈とともに展開される講演会活動は、1912（※大正元）年9月から翌年8月までの約1年間の地方における講演会数だけでも、2074回にのぼり、講師として動員された者の数が12,400人余りにもなる全教団挙げての大々的なものであった。

このようにして確立される天理教団の公的立場は、**自らの宗教伝統から如何に逸脱したものであったかは改めて指摘する必要もない**。そこには、専ら国家イデオロギーに対する目的合理的な対応が優先されていた。そのため、天理教の布教者には自らの宗教伝統とは無縁のさまざまな言説の習得が強要され、そうした状況の中で、**教団本部によって外部から迎え入れた神道学者や官学者たちが天理教の知的支配者になっていた**。（『日本の近代化と民衆宗教－近代天理教運動の社会史的考察』P71. 李元範博士論文）

## 天理教を教祖の教えに戻すために、追放された布教師たちの名誉回復が必要

明治、大正期の「改革」をへて、天理教団の内実は、自らの宗教伝統から大きく逸脱したものに变质していきました。そして、昭和3年に『おふでさき』が公刊されます。天理教教会本部はこのとき、『おふでさき』に「改革」後の内実を肯定するための『註釈』をつけました。その『註釈』が今現在も生きており、教内ではそれから逸脱した解釈をすることがタブーとされ、粛々とそれが守られています。しかし、この姿勢は、教祖の教えからは大きく逸脱した教理を温存することにつながっています。

教祖の死後、政府の国家神道政策に対応し、教祖の教えから逸脱していく教団に抵抗した布教師たちは、教団に反抗する者として追放されました。戦後、天皇が人間宣言をし、戦前の国家体制が崩壊したときに、本来ならば、天理教教理を教祖の教えに戻すことが必要でした。その動きが「復元」と呼ばれるものでした。しかし「復元」は道半ばにして頓挫したままです。

本来の教祖の教えに基づいた天理教にするために、追放された人々の本当の罷免理由を公表し、彼らの名誉回復が必要です。

神道天理教会本部と教祖を対比してみます。

教祖と山沢良治郎・秀司が、おつとめによる難渋だすけの教育と八紘一字の教育との対立になっています。

同じように中山正善二代真柱と山沢為造・山沢為信並びに中山正信達との対立がありました。それから中山善衛三代真柱と中山正信並びに喜多・永尾などの神道派の人達との対立という図柄ができます。そして御分家として中山正信さんが専ら世話人修理人の人選を致しました。／そしてここでは教会本部が復元派を狙い撃ちした歴史がありました。

その例として有名な話が伝えられています。天理教から出た人で東大における二代真柱の知り合いの人がいます。／その方に向かって、二代真柱はそのことについて、北大教会の茨木基敬の謀反だ罷免だという問題は二代真柱が少年のとき起きたことですが、私が責任者であったら処分しない、と言ったと伝えられています。

同じように**教祖の教えを守ろうとする人間を、教会本部に逆らうものとして謀反人と騒ぎ立て罷免したい追及したい**のが、飯田岩治郎のことを初め数ヶ所もあります。／そういう事柄が現在の私達の信仰に重大な影響を与えているのです。

昭和三年に出たおふでさきが最初から注釈付きで出版された事実があります。／**おふでさきをそのまま読みますと、教会本部の方針と違うことに教会長達が気付いてしまうので、注釈を付けてからおふでさきを出版した**という歴史があります。

昭和の初期、国に届けた天理教基本教義書は泥海古記を一番重要な教義書として教えていました。一番が泥海古記、二番がみかぐらうた、三番がおふでさき、四番がおさしづ、五番が天理教教典・八紘一字を教えた明治教典です。

そのように重要度の順番がついていましたから、おふでさきの意味を泥海古記の記述に合わせて、泥海古記を正当と思えるだけの注釈を付けておふでさきを出版したのです。このことが現在にまで教祖の教えに復元しにくいものとして強く影響を与えているのです。（『ほんあづま』356号.P11.八島英雄.1997）